

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 28 日

岩手県公安委員会

委員長 谷 村 邦 久

岩手県公安委員会規則第 7 号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（交通規制の対象から除く車両等）</p> <p>第 5 条 法第 4 条第 2 項後段の規定に基づき、次に掲げる車両は、同条第 1 項の規定に基づく道路標識等による交通の規制の対象から除くものとする。</p> <p>（1） 道路標識等による規制（高速自動車国道の本線車道（令第27条の 2 に規定する本線車道を除く。第 3 号において同じ。）にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては<u>60キロメートル毎時</u>を超える最高速度の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除く。）の対象から除く車両</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3） 道路標識等による法第22条第 1 項の規定による最高速度の規制の対象から除く車両</p> <p>交通の取締りに従事する自動車（最高速度の規制が、高速自動車国道の本線車道にあつては100キロメートル毎時以下、その他の道路にあつては<u>60キロメートル毎時</u>以下の場合に限る。）</p> <p>（4） [略]</p> <p>（警察署長の通行許可）</p> <p>第 7 条 令第 6 条第 3 号の公安委員会が定める事情は、<u>その通行を禁止されている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）内に起点又は終点を有する場合で、かつ、次に掲げる場合</u>とする。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（通行許可に係る標章の交付申請等）</p> <p>第 8 条 法第 8 条第 2 項の許可を受けようとする者は、施行規則第 5 条第 1 項の申請書に、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>（1） 自動車検査証の写し</p> <p>（2）・（3） [略]</p>	<p>（交通規制の対象から除く車両等）</p> <p>第 5 条 法第 4 条第 2 項後段の規定に基づき、次に掲げる車両は、同条第 1 項の規定に基づく道路標識等による交通の規制の対象から除くものとする。</p> <p>（1） 道路標識等による規制（高速自動車国道の本線車道（令第27条の 2 に規定する本線車道を除く。第 3 号において同じ。）にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては<u>令第11条各号に掲げる一般道路の区分に応じ当該各号に定める速度</u>を超える最高速度の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除く。）の対象から除く車両</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3） 道路標識等による法第22条第 1 項の規定による最高速度の規制の対象から除く車両</p> <p>交通の取締りに従事する自動車（最高速度の規制が、高速自動車国道の本線車道にあつては100キロメートル毎時以下、その他の道路にあつては<u>令第11条各号に掲げる一般道路の区分に応じ当該各号に定める速度</u>以下の場合に限る。）</p> <p>（4） [略]</p> <p>（警察署長の通行許可）</p> <p>第 7 条 令第 6 条第 3 号の公安委員会が定める事情は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（通行許可に係る標章の交付申請等）</p> <p>第 8 条 法第 8 条第 2 項の許可を受けようとする者は、施行規則第 5 条第 1 項の申請書に、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>（1） 自動車検査証の写し<u>又は自動車検査証記録事項が記載された書面</u></p> <p>（2）・（3） [略]</p>

2 〔略〕

3 前項の規定により交付する標章の有効期限は、交付の日から起算して1年以内で、申請の内容を勘案して必要最小限度の期限とする。ただし、通行禁止区域等内に居住し、又は勤務する場所を有する者にあつては、交付の日から起算して3年以内で、申請の内容を勘案して必要最小限度の期限とする。

4 第2項の規定により標章の交付を受けた者は、当該通行禁止区域等を通行するときは、標章を当該車両の見やすい個所に掲出しておかなければならない。

（公示による弁明の通知）

第10条の2の5 〔略〕

2 法第51条の4第7項の規定により弁明の通知を行う場合においては、同条第6項に規定する弁明書の提出期限は、同条第7項に規定する措置を開始した日から14日を経過した日とする。

別表第2（第12条の2関係）

種 類	路 線 名		区 間
[略]			
県道	[略]		
	不動盛岡線	[略]	
	有芸田老線	[略]	
	後藤野野中線	[略]	
	氏子橋夕顔瀬線	[略]	
	[略]		
[略]			
町道	[略]		
	東街道線	紫波郡紫波町桜町字三本木166番1地先から188番1地先まで	
	[略]		
	流通センター南二丁目1号線	[略]	

2 〔略〕

3 前項の規定により交付する標章の有効期限は、交付の日から起算して1年以内で、申請の内容を勘案して必要最小限度の期限とする。ただし、その居住し、又は勤務する場所に入するため車両の通行を禁止されている道路又はその部分（次項において「通行禁止道路」という。）を通行しなければならない者にあつては、交付の日から起算して3年以内で、申請の内容を勘案して必要最小限度の期限とする。

4 第2項の規定により標章の交付を受けた者は、当該通行禁止道路を通行するときは、標章を当該車両の見やすい個所に掲出しておかなければならない。

（公示による弁明の通知）

第10条の2の5 〔略〕

2 法第51条の4第7項の規定により弁明の通知を行う場合においては、同条第6項に規定する弁明書の提出期限は、同条第7項の規定により当該通知が到達したものとみなされる日から起算して14日を経過した日とする。

別表第2（第12条の2関係）

種 類	路 線 名		区 間
〔略〕			
県道	〔略〕		
	不動盛岡線	〔略〕	
	紫波雫石線	<u>紫波郡紫波町稲藤字升形201番地先から上平沢字東馬場83番1地先まで</u>	
	有芸田老線	〔略〕	
	後藤野野中線	〔略〕	
	<u>大ケ生徳田線</u>	<u>盛岡市黒川22地割 8 番 2 地先から紫波郡矢巾町大字西徳田第 6 地割130番15地先まで</u>	
	氏子橋夕顔瀬線	〔略〕	
	〔略〕		
〔略〕			
町道	〔略〕		
	東街道線	<u>紫波郡紫波町桜町字三本木188番 1 地先から北日詰字城内54番 4 地先まで</u>	
	〔略〕		
	流通センター南二丁目 1 号線	〔略〕	

					荒巻・南荒巻線	胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻勘九郎東 4番12地先から荒巻93番2地先 まで
					升形2号線	紫波郡紫波町稲藤字升形77番1 地先から44番7地先まで
					升形南馬場1号 線	紫波郡紫波町上平沢字東馬場83 番1地先から稲藤字升形77番1 地先まで
					城内線	紫波郡紫波町北日詰字下東ノ坊 6番1地先から字城内54番4地 先まで
〔略〕						〔略〕

備考 改正部分は、下線の部分である。